

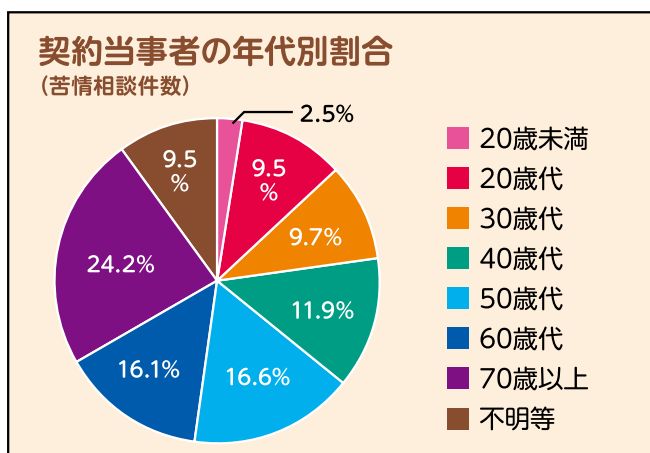
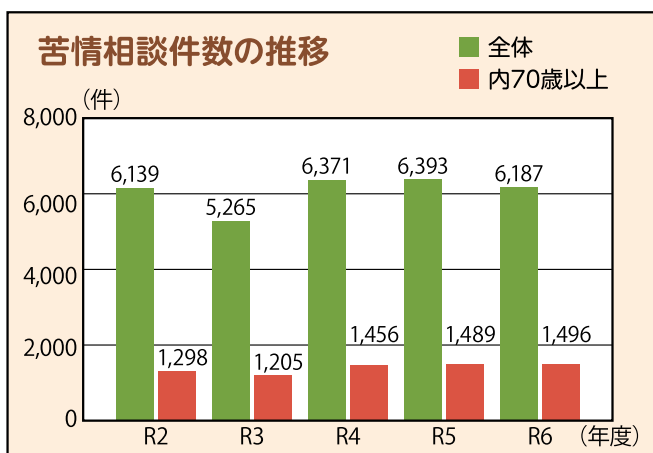
ゆたかな暮らし

令和6年度仙台市消費生活相談の概要

●令和6年度消費生活相談件数

令和6年度に寄せられた消費生活相談は6,715件で、前年度に比べて342件減少しました（前年度比95.2%）。そのうち、問合せなどを除く契約トラブルなどに関する苦情相談が6,187件でした（前年度比96.8%）。

年代別では70歳以上の高齢者からの相談が1,496件（前年度比100.5%）で最も多く、全体の24.2%を占めています。



●相談の多い商品・サービス

商品・サービス別件数(上位10位)

	商品・サービス	R6	R5	前年度比
1	商品一般	782	646	121.1%
2	不動産貸借	314	316	99.4%
3	基礎化粧品	295	188	156.9%
4	他の健康食品	243	133	182.7%
5	フリーローン・サラ金	203	239	84.9%
6	工事・建築	166	208	79.8%
7	インターネット接続回線	162	172	94.2%
8	役務その他サービス	140	153	91.5%
9	医療サービス	112	54	207.4%
10	携帯電話サービス	107	115	93.0%

最も多い相談は「商品一般」で、架空請求のほか、実在する事業者（通販サイトや宅配便事業者、金融機関等）をかたる偽ショートメッセージサービス、公的機関や電話会社をかたる不審な電話に関する相談が寄せられました。次に多かった「不動産貸借」では賃貸物件退去時の原状回復に関する相談が多くなっています。

「基礎化粧品」と「他の健康食品」は、インターネット通信販売での定期購入に関する相談が大半を占め、全体の相談件数が減少した中でも、前年度より大きく増加しました。最も増加率が高かった「医療サービス」は、事業者の破産等により解約・返金を求める相談が寄せられたため、前年度より倍増しています。

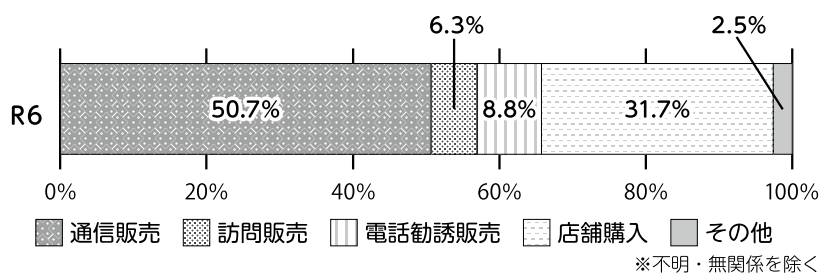
定期購入に関する消費者トラブルが増加しています！

令和6年度の相談件数を販売購入形態別にみると、通信販売に関する相談割合は、50.7%となっています。

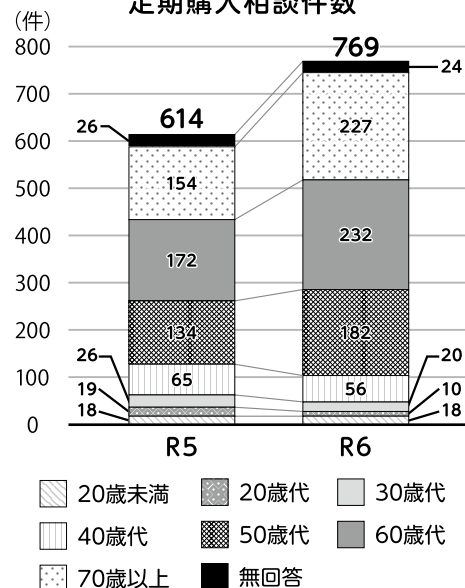
また、定期購入に関する相談は、令和5年度と比べると40歳代以下が減少する一方で、50歳代以上では増加しており、相談の8割以上を占めています。

多くの年代がSNS等を利用するようになり、その広告などから注文した商品に関するトラブルが増えていると考えられます。

令和6年度 販売購入形態別苦情相談件数割合



定期購入相談件数



事例1

スマホで動画投稿サイトを見ていたら、健康食品の広告が出てきて、通常価格より値下げされており「初回限定1,000円」となっていた。気になっていた商品だったのですぐに申し込んだが、届いた商品と納品書を見たら、「定期コース」の記載があり、次は2週間後に商品が届く予定で、金額も8,000円となっていた。1回だけ買ったつもりだったので、解約したい。(70歳代 男性)

事例2

写真投稿サイトに、芸能人も使用していて、評判がいいと記載された化粧品の広告が表示された。受付終了までの時間がカウントダウンされており、残数も少なかったので、定期コースとなっていたが、いつでも解約可能となっていたので急いで申し込んだ。使用してみたら、肌に合わないので解約したいと思い連絡したが、なかなか連絡がつかない。どうしたらよいか。(50歳代 女性)

ダークパターンに注意！

消費者を焦らせたり勘違いさせ、判断を誤らせたりするようなインターネットの広告や表示に対する名称のことです。巧妙な手口に惑わされないように落ち着いて確認・判断しましょう。

●強制登録

会員登録を強制されるか、登録が必要だと思い込まされてしまう表示。メール配信を「希望する」などにあらかじめ☑が入っている場合も注意！

●カウントダウンタイマー

期間限定商品・サービスや割引の提供期限が、間もなく終了するなど消費者を急かす表示。

●No.1表示

商品などの優位性をアピールしているが、実際は根拠が不明確で、誤解を与えるような表示。

ネット通販を利用する際の注意点

- ① 商品の購入回数や契約の継続期間を確認する
- ② 支払い金額を確認する
定期購入が条件になっている場合、支払う総額がいくらになるか確認しておきましょう。
- ③ 解約条件や解約方法を確認する
解約方法が電話などに限定されている場合、つながらないなどでうまく解約できないことも想定しておきましょう。
- ④ 利用規約を確認する
通信販売は、クーリング・オフ出来ません。返品の内容や支払い方法などをよく確認しましょう。また、一方的な返品や受取拒否だけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ⑤ 最終確認画面をスクリーンショットで保存する

迷ったときや困ったときは早めに消費生活センターにご相談ください



正しい「はかり」を使うために ～「はかり」を見守る検査とは～

お店で買う肉・魚・惣菜の量、水道・ガス・電気・ガソリンの使用量をはかるときや、薬の調剤などの際には、さまざまな「はかり」が使われています。この「はかり」が正確であることが、私たちの安心な生活につながっています。

仙台市では、計量法に基づき、正しい「はかり」を使っていただくために、さまざまな検査を行っています。



定期検査

取引や証明に使用する「はかり」※は、2年に1回検査を受けることが計量法で義務付けられています。「はかり」は、使用するうちに少しずつ誤差が生じる場合があるため、定期的な検査が必要です。「検定証印」や「基準適合証印」が付いている「はかり」が検査の対象です。

▼検定証印

▼基準適合証印



※店舗で量り売りに使用する「はかり」や、病院や保育所などで健康診断に使用する「はかり」など。

家庭用はかりは、定期検査の対象外で、取引や証明に使うことはできないんだよ。

家にある体重計やキッチンスケールを確認してみよう。



家庭用
はかり
のマーク▶



商品量目検査

スーパーなどで肉・魚・惣菜などに商品の内容量表示をする場合は、実際の商品の重さが計量法で定められた誤差(量目公差)内なくてはなりません。

商品の内容量は、総重量からトレーやラップ等(風袋量)を引いて表されます。売り場の商品をはかり、正確な内容量で販売しているかを検査しています。

立入検査

水道・ガス・電気のメーターや、ガソリンスタンドの燃料油メーター、タクシーメーターには有効期間が定められています。

各事業所の立入検査では、有効期間のほか、検定証印等の有無やメーターの管理・使用状況を確認しています。



▲ 燃料油メーターの立入検査の様子

11月1日 計量記念日のイベントを開催します!



11月1日は現行の計量法が施行された日です。

仙台市では、計量記念日にあわせて、宮城県、(一社)宮城県計量協会と共催でイベントを開催します。重さ当てゲームや、動物と計量に係るクイズに参加して、計量について楽しく学んでみませんか?

- イベント名 2025みやぎ計量のひろば
- 開催日 令和7年11月1日(土)
- 場所 仙台市八木山動物公園
フジサキの杜



▲ 昨年のイベントの様子



野菜、食べていますか?



毎日、野菜を食べていますか? 元気に過ごすために食べたい野菜の量は、一日に350gです。宮城県では、特に若い世代で、野菜を食べる量が足りないと言われています。

野菜には、食物繊維やビタミン、カリウムが含まれており、腸の調子をととのえたり、食べたごはんが体の中でエネルギーに変わるのを助けたりする働きがあります。簡単レシピを参考に、食べ方を工夫してみましょう。



調理器具
要らず!

キャベツのフリフリ塩昆布

白菜やキュウリで作ってもおいしいよ!



まぜる時は空気を入れて、保存する時は空気を抜くのがポイント!

材料 (4人分)
・キャベツ 1/4個
・塩 昆 布 大さじ2
・ご ま 油 小さじ1

所要時間 5分
エネルギー 22kcal
食塩相当量 0.2g

作り方

- ①キャベツは洗って一口大にちぎり、水分を取る。
- ②大きめの保存袋にキャベツ・塩昆布・ごま油を入れて振りながらまぜる。

家族と一緒に
キャベツを
ちぎって楽しく
調理♪



常備菜レシピ集(青葉区家庭健康課)より

摂取量を意識してみよう

 おひたし 70g	 レタスと きゅうりのサラダ 70g	 具だくさんの みそ汁 70g
 野菜炒め 70g	 冷やしトマト 70g	一日 350g

ベジプラスリーフレット
(宮城県保健福祉部健康推進課)より

さがしてみよう! マークとラベル

-自転車編-

日常の足として便利な自転車。普段使っている自転車やヘルメットに貼られているマークを確認したことはありますか?

今回は、自転車や自転車用ヘルメットに関するマークをご紹介します。

私たちの周りにある製品には、たくさんのマークやラベルがついています。これらは製品の安全性や品質、環境への配慮などを示す、大切な「目印」です。マークやラベルの意味を知って、デザインや値段だけで判断せず、かしこくやさしい消費者を目指しましょう。



TSマーク

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼られるもので、自転車搭乗中の「賠償責任補償」と「傷害補償」がついています。有効期間は、マークに記載されている点検基準日から1年間で、点検整備を受けると、TSマーク付帯保険が更新されます。

※シールの色によって保険の内容が異なります。



SGマーク

Safe Goods(安全な製品)を表し、(一財)製品安全協会が定めた安全基準に適合したとして認証されたことを示すマークです。万が一、SGマーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が起きた場合、賠償する制度も付加されています。



BAAマーク

(一社)自転車協会による「自転車安全基準」(フレームの耐久性、ブレーキの制動性能など)に適合した自転車に貼られるものです。原則すべての自転車構成部品を対象に、廃棄する際にかかる環境への負荷が高い6物質※について、基準を設け削減努力をしています。

※水銀、六価クロム、鉛、カドミウム、PBB、PBDE

Check point①

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全国において自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメットをかぶって安心・安全な自転車ライフを送りましょう。

Check point②

ヘルメットは正しく着用することで効果を発揮します。

- ・おでこが隠れるように深くかぶり、視線と水平に。
- ・あごひもは、指一本が入って動かせる位の隙間を空けて、しっかり締めましょう。



契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは1人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活相談ダイヤル

022-268-7867

相談時間 月曜から金曜 9:00~17:00(受付16:30まで)
土曜 9:00~16:00(受付16:00まで)
※休館日 日曜・祝日・年末年始

インターネット消費生活相談

仙台市オンライン申請システムからご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

ご相談は仙台市在住または通勤・通学の方が対象です。

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

消費者ホットライン

188(局番不要)



仙台市消費生活センター ホームページ
「ゆたかな暮らし」はホームページでもご覧いただけます。

